

平成 25 年 度 第 3 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 平成 25 年 9 月 26 日 (木)
午後 4 時 30 分 ~

会 場 宇都宮市総合福祉センター 4 階
視聴覚室

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

- ・協議第 1 号 国保財政健全化に向けた今後の取組について
- ・協議第 2 号 国民健康保険特別会計の収支見通しについて

(2) そ の 他

3 そ の 他

4 閉 会

配付資料一覧

前回協議

- ・ 第2回協議会における主なご意見・ご質問 p1
- ・ 前回協議資料抜粋 p2～3

参考

- ・ 1 モデルケースにおける保険者別・所得階層別の保険税(料)比較 p4
- ・ 2 平成24年度 所得階層別の滞納状況 p5
- ・ 3 保険税収納事務の中核市比較(宮崎市, 前橋市) p6
- ・ 4 国民健康保険と被用者保険との比較 p7

協議第1号 国保財政健全化に向けた今後の取組について

- ・ 1 取組の全体像 p8～9
- ・ 2 平成25年度の取組状況について p10～18
- ・ 3 平成26年度以降の実施を検討している取組について p19～21

協議第2号 国民健康保険特別会計の収支見通しについて

- ・ 国民健康保険特別会計の収支見通しについて p22～26

資料

- ・ 1 収支試算の前提条件及び結果について p27
- ・ 2 消費税率5%引き上げによる社会保障制度の充実・安定化について p29
- ・ 3 わが国の社会保障制度と会計の仕組みについて p30

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	福田 久美子	市議会議員
	山本 正人	"
	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部理事
	鹿野 順子	" 女性部理事
	吉田 利夫	市農業委員会 市長職務代理者
	山角 庸岐	公募委員
	吉澤 勝	"
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師代	稲野 秀孝	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
	齋藤 公司	"
	菊池 進一	"
	北條 茂男	市歯科医師会会長
	赤沼 岩男	市歯科医師会副会長
	廣田 孝之	市薬剤師会理事
第3号委員 公益代表	荒木 英知	市議会議員
	金沢 力	"
	◎塚田 典功	"
	○岡地 和男	市社会福祉協議会 事務局 会長
	鈴木 逸朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山口 裕	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
	笹川 陽子	宇都宮共和大 教員 専任講師
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	栗田 昭治	全国健康保険協会栃木支部 支部長
	郷 孝夫	栃木県市町村職員共済組合 事務局 会長
	野中 貞明	栃木県トラック健康保険組合 常務理事

◎:会長

○:会長職務代理者

事務局名簿

氏名	役職
川中子 武保	保健福祉部長
須藤 浩二	保健福祉部次長
小久保 雅司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
森岡 安夫	保健福祉部保険年金課長 1
大野 貴司	保健福祉部保険年金課長補佐
野沢 努	保険年金課管理グループ係長
佐藤 雅俊	保険年金課国保給付グループ係長
高栖 守能	保険年金課国保税グループ係長
阿部 宏之	保険年金課収納グループ係長
中村 正基	保険年金課滞納整理グループ係長
高橋 善行	保険年金課管理グループ総括主査 2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括主査
高橋 英之	保険年金課国保税グループ総括主査
古川 信也	保険年金課収納グループ総括主査
福富 政男	保険年金課滞納整理グループ総括主査
川俣 浩	保健福祉部健康増進課長
岡田 美穂子	健康増進課健康診査グループ係長

1 書記長

2 書記

第2回協議会における主なご意見・ご質問

1 所得階層別の課税状況について、「所得無し」や「所得33万円以下」など、所得が少ない方でも保険税がかかるということか。

(事務局) 国保は制度上、所得が無くても均等割や平等割が必ず掛かることになっている。ただし、低所得者に対しては保険税の軽減措置があり、例えば所得33万円以下であれば均等割・平等割は7割軽減となり、また所得割は掛からない。

2 常に低所得である方に対する保険税の減免措置や医療機関窓口での一部負担金の減免について拡充すべきと考えるがいかがか。

(事務局) 負担の公平性や財源確保など総合的に勘案する必要がある。

3 一定以上の所得がある方でも滞納している世帯があるが、きちんと納付している被保険者の理解を得るためにも、この階層の滞納については、なるべくゼロに近づけるための取組みを行っていく必要があると考える。

(事務局) 納付資力がありながら滞納している高額・長期滞納者に対しては、預貯金や不動産の差押などを実施しており、今後についても、さらに収納対策を強化していく。

4 国民皆保険制度を維持するためには、国保や被用者保険に関わらず、皆が負担し痛みを伴う必要があり、高齢化が進み医療費が増加していく中で、被保険者の負担を増やさなければならないという現状がある。

しかしながら、保険者として何もせずに負担を強いるというのではなく、保険者としてこまめで行っているというものを示すことで、被保険者からの理解を得なければならない。

また、国保にはたくさんの公費が投入されているが、公費が投入されるということは、働いている人の負担が増えるということだから、保険者として努力が必要である。

報告第2号 本市国保の現状と課題 <全体像>

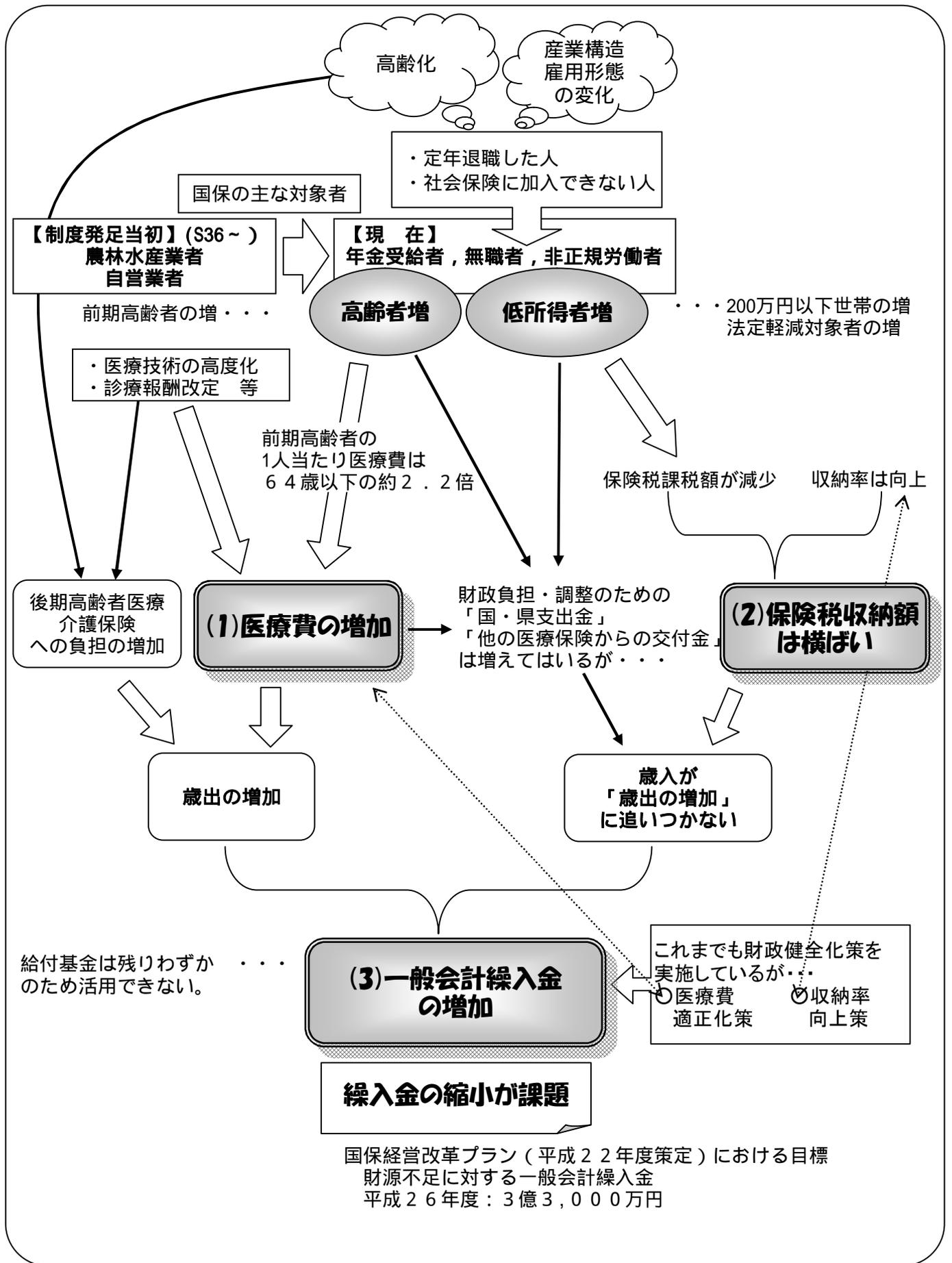
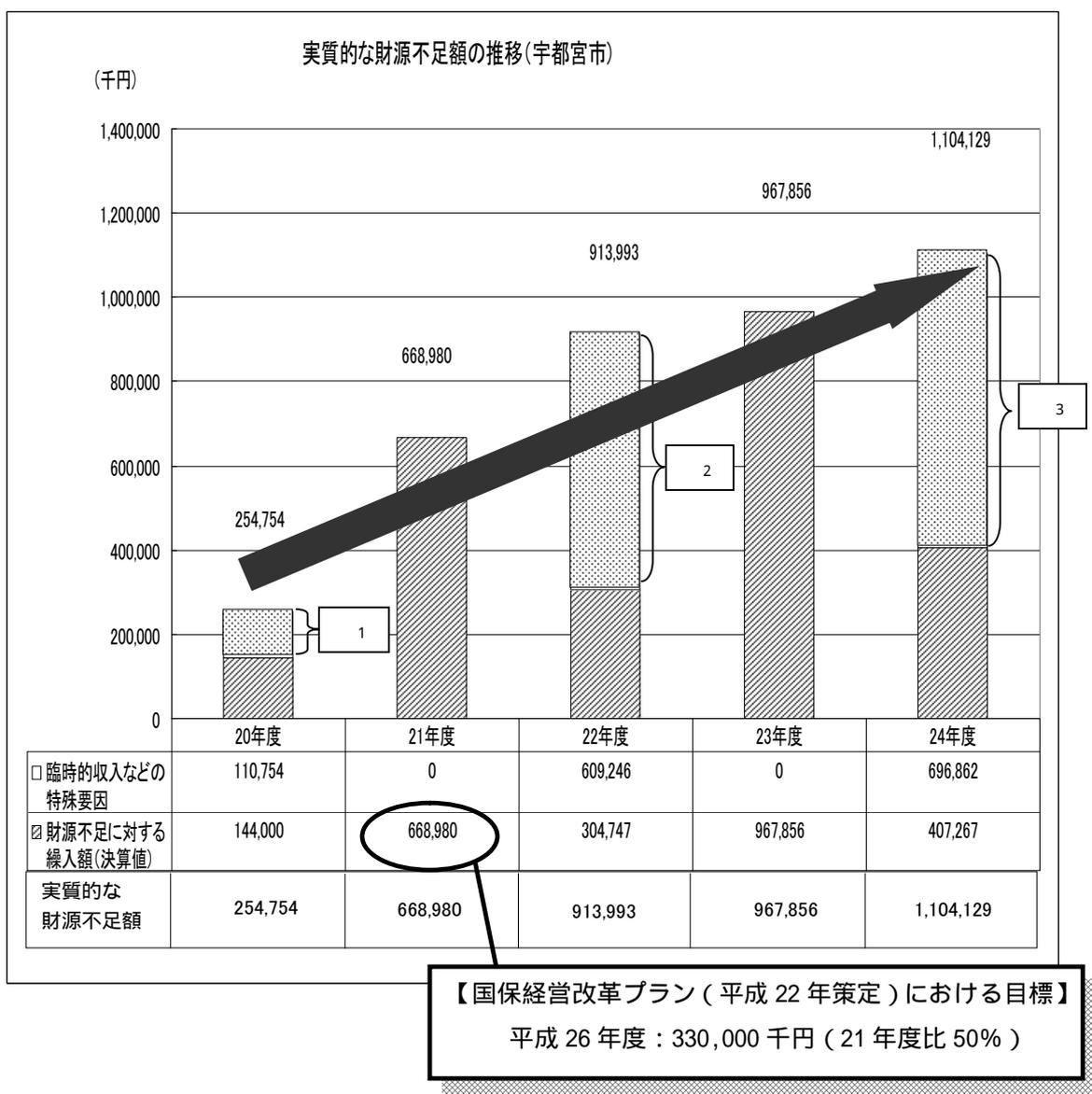


図1 実質的な財源不足額の推移（宇都宮市）



- ・実質的な財源不足額は年々増加しており、財源不足に対しては、20年度以降、一般会計からの繰入金により収支均衡を図っている。（図の▨部分）
- 20年度、22年度、24年度については、下記の特種要因（図の□部分）により繰入金額が少なくなった。

【20年度】・財源不足に対し国保給付基金を取り崩し
 基金取り崩しがなければ、財源不足額は+720,000千円 ... 1

・22年度に行われた後期高齢者支援金（20年度分）の精算で返戻あり
 精算がなければ、財源不足額は609,246千円 ... 1

【22年度】・後期高齢者支援金（20年度分）の精算で返戻あり
 精算がなければ、財源不足額は+609,246千円 ... 2

【24年度】・震災の被災地の医療費に対する臨時的な財政支援あり
 財政支援がなければ、財源不足額は+696,862千円 ... 3

モデルケースにおける保険者別・所得階層別の保険税(料)比較

医療保険ごとの平成 25 年度保険税(料)について、モデルケースにより所得階層別に試算した。

モデルケース 夫 40 歳・妻 35 歳・子ども 1 人の 3 人世帯

モデルケース 世帯主 60 歳の単身世帯

「本市国保」、「県内市町国保平均」、被用者保険の例として「協会けんぽ(栃木県)」について試算。

協会けんぽにおいては、モデルケース と の両ケースについて保険料は同額となる。

(モデルケース について、妻と子は被扶養者とする。)

国保は低所得者が大部分を占めており、国保と被用者保険(協会けんぽ)とでは対象としている被保険者の所得水準が異なるため、単純比較することはできない。

協会けんぽについては「事業主負担を含めた額(事業主+本人)」と「本人負担額」を掲載。

		所得(下段は給与収入換算)							
		33万円 (98万円)	50万円 (115万円)	100万円 (167万円)	150万円 (240万円)	200万円 (312万円)	300万円 (443万円)	400万円 (567万円)	500万円 (689万円)
本市 国保	3人世帯	7割 40,800	5割 85,800	2割 178,900	258,100	310,200	414,200	518,200	622,200
	単身世帯	7割 21,900	2割 76,400	143,200	195,100	247,200	351,200	455,200	559,200
県内市 町国保 平均	3人世帯	7割 45,700	5割 94,444	2割 192,644	293,288	347,068	453,784	557,380	649,888
	単身世帯	7割 22,124	2割 86,120	160,148	213,928	267,708	375,268	482,056	584,628
協会 けんぽ (栃木県)	事業主+本人	107,640	135,240	195,960	276,000	358,800	496,800	648,600	772,800
	本人負担額	53,820	67,620	97,980	138,000	179,400	248,400	324,300	386,400

- ・全体としては、協会けんぽの「本人負担額」より国保の方が高い状況にある。
- ・しかしながら、国保において割合の高い低所得者層については、保険税の軽減措置(7割・5割・2割)があることもあり、保険税額は同水準となっている。
- ・高額所得者について、国保は協会けんぽの「本人負担額」よりは高いが、「事業主負担を含めた額(事業主+本人)」よりは低い状況にある。
- ・本市国保の保険税額は県内市町国保平均額よりも低い状況にある。

保険税(料)水準比較

県内 26 市町比較

	保険料指数(H22)		一人当たり 保険料額(H23)		1人当たり所得(H22)	
	指数	順位	金額	順位	金額	順位
上三川町	1.207	(1位)	117,136	(1位)	662,769	(5位)
宇都宮市	0.981	(19位)	94,069	(17位)	834,341	(1位)
県内平均	1.057	-	97,316	-	631,857	-
全国平均	1.000	-	-	-	637,978	-

中核市 4 2 市比較

	保険料指数(H22)		一人当たり 保険料額(H23)		1人当たり所得(H22)	
	指数	順位	金額	順位	金額	順位
旭川市	1.458	(1位)	91,303	(18位)	412,989	(40位)
豊橋市	1.069	(25位)	110,735	(1位)	712,735	(8位)
宇都宮市	0.981	(30位)	94,069	(11位)	834,341	(2位)
中核市平均	1.087	-	90,718	-	589,394	-

本市の保険料指数は、県内平均・中核市平均・全国平均よりも低い状況にある。

所得水準は県内市町・中核市において高い水準であるが、保険料率が低いため、一人当たり保険料額は、県内においては平均を下回り、中核市においては平均をやや上回る程度である。

「保険料指数」

保険料水準を市町村間で比較するために厚生労働省が作成した指数で全国平均を1とする。(全国平均所得[63.8万円]の人の保険料で比較。1を超えると保険税率が全国平均より高く、下回れば低いことになる。)

平成 2 4 年度 所得階層別の滞納状況（宇都宮市）

所得階層	世帯数ベース					金額ベース				
	課税世帯数		滞納世帯数		滞納率 (世帯) / (%)	調定額		滞納額		滞納率 (額) / (%)
	(世帯)	構成比 (%)	(世帯)	構成比 (%)		(円)	構成比 (%)	(円)	構成比 (%)	
所得なし	29,082	33.6%	6,769	36.7%	23.3%	2,192,643,894	12.7%	853,713,925	19.5%	38.9%
～ 33万円以下	6,503	7.5%	1,009	5.4%	15.5%	307,650,382	1.8%	72,132,759	1.7%	23.4%
～ 100万円以下	13,245	15.3%	2,795	15.1%	21.1%	1,511,434,944	8.7%	375,228,490	8.6%	24.8%
～ 200万円以下	19,101	22.0%	4,335	23.5%	22.7%	4,274,724,759	24.7%	1,139,334,595	26.1%	26.7%
～ 300万円以下	9,372	10.8%	2,143	11.6%	22.9%	3,406,629,381	19.7%	952,304,899	21.8%	28.0%
～ 400万円以下	4,009	4.6%	785	4.2%	19.6%	1,969,353,917	11.4%	494,957,946	11.3%	25.1%
～ 500万円以下	1,871	2.1%	305	1.6%	16.3%	1,132,942,289	6.5%	229,565,414	5.3%	20.3%
500万円超	3,295	3.8%	283	1.5%	8.6%	2,521,264,624	14.5%	247,802,436	5.7%	9.8%
全 体	86,478	100.0%	18,424	100.0%	21.3%	17,316,644,190	100.0%	4,365,040,464	100.0%	25.2%

滞納世帯数の構成比をみると、「所得がない世帯」(36.7%)が最も高く、次に法定軽減の対象とならない「所得100万円～200万円以下の世帯」(23.5%)が高くなっている。

一方、滞納額の構成比をみると、最も高いのは、法定軽減の対象とならない「所得100万円～200万円以下の世帯」(26.1%)である。

「所得がない世帯」の場合、課税額が低いため、滞納額ベースでは構成比が低くなっている。(19.5%)

保険税収納事務の中核市比較(宮崎市, 前橋市)

		宇都宮市 (税方式)	宮崎市 (税方式)	前橋市 (税方式)
1	人口 1	516,546人	408,027人	340,945人
2	世帯 1	218,850世帯	185,288世帯	140,066世帯
3	国保加入世帯 2	79,202世帯	65,861世帯	54,688世帯
4	被保険者数 2	137,879人	112,705人	97,566人
5	滞納者数 2	18,424人	22,129人	7,885人
6	滞納額 2	4,365,040,464円	4,726,983,632円	1,665,301,315円
7	24年度収納率 (現年度)	84.91%	89.59%	93.89%
8	24年度収納率 (過年度)	26.60%	10.32%	26.76%
9	24年度収納率 (合計)	70.37%	65.88%	82.46%
10	国保収納に係る体制について	[所管部署] 国保全般の担当部署 ※資格・給付事務と同一部署 [収納担当職員数] 14人 ⇒ きめ細かな対応や 市民サービスの向上	[所管部署] 国保専任の収納部署 [収納担当職員数] 15人 ⇒ 国保の収納業務のみに専念	[所管部署] 市税と国保の収納部署 [収納担当職員数] 29人 (市税と国保兼任) 事務の効率化
11	基本的な収納の進め方	過年度から収納	現年度から収納	現年度から収納
12	嘱託員による訪問徴収	・徴収嘱託員30人(市税と国保兼任) ・24年度徴収額 4億1,600万円(国保)	・徴収嘱託員30人(国保専任) ・24年度徴収額 5億4,500万円	徴収は実施せず。 滞納者宅へ訪問し、滞納の案内及び生活状況調査を行っている。 ・訪問嘱託員 5人(市税と国保兼任)
13	職員による電話催告・訪問納税指導	[電話催告] 24年度架電 5,430件 [臨戸訪問] 24年度訪問 763件	[電話催告] 24年度架電 440件 [臨戸訪問] 実施していない	職員による電話・臨戸訪問は実施していない
14	24年度差押件数	451件	284件	4,286件
15	24年度差押税額	164,150,907円	106,823,836円	600,158,678円
16	1件あたり差押税額	363,971円	376,140円	140,028円
17	差押の目的	・税負担の公平性の確保 ・滞納者との接触の機会を設ける	・税負担の公平性の確保	・税負担の公平性の確保
18	差押に至るまでの具体的対応	①納税催告センターによる電話催告 ②嘱託員訪問, 納税依頼, 徴収 ③職員による電話催告, 訪問, 生活状況等調査 ④カラー催告書の送付 [24年度 13,279件] 特別催告書(青) ↓ 差押警告書(黄) ↓ 差押予告書(赤) ⇒ 納税催告や納税指導を十分行った上で, 差押執行	①嘱託員訪問, 納税依頼, 徴収 ②差押予告書の送付 [24年度 638件] ⇒ 差押予告書に反応が無い場合には, 即差押執行	①嘱託員訪問による納付案内, 生活状況調査, 電話催告等 ②差押予告書の送付 [24年度 15,600件(市税と国保合算)] ⇒ 差押予告書に反応が無い場合には, 即差押執行

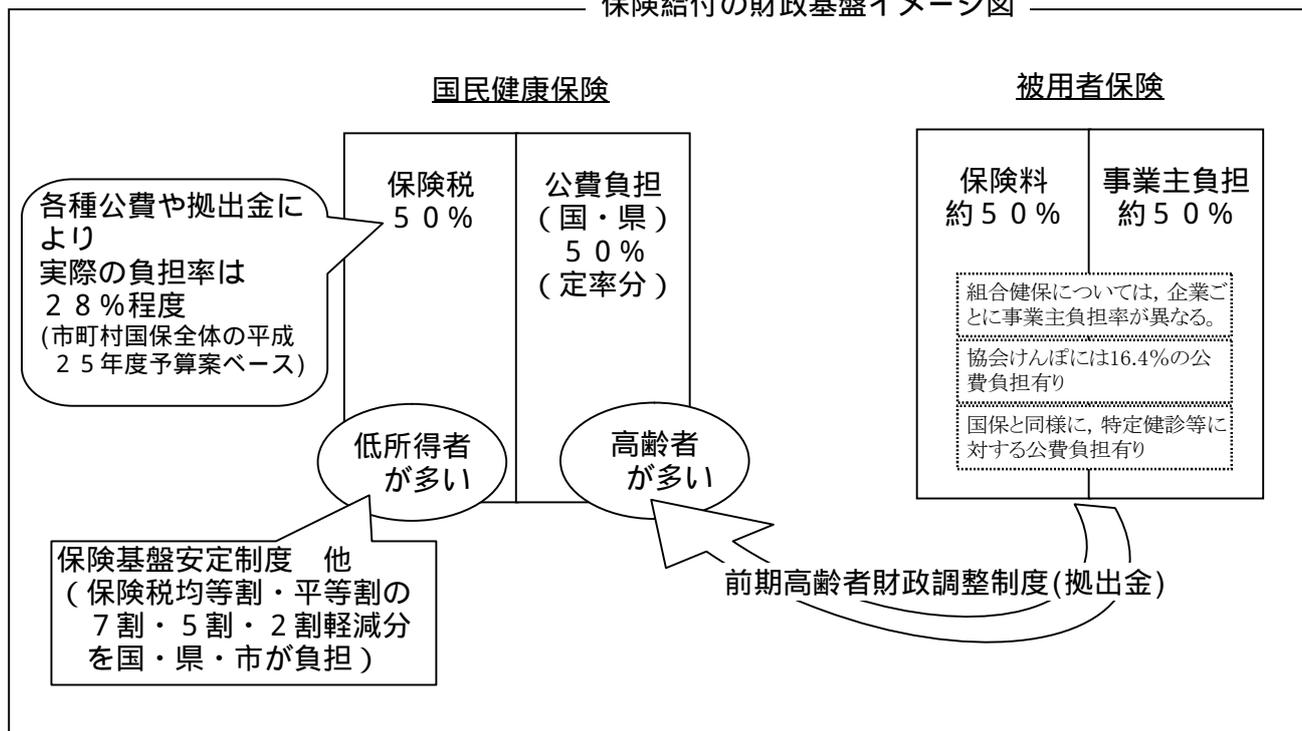
1 : 平成 25 年 3 月 31 日現在

2 : 平成 25 年 5 月 31 日現在

国民健康保険と被用者保険との比較

1 保険給付の財政基盤

保険給付の財政基盤イメージ図



- 財政基盤の仕組みとしては国保と被用者保険とで公平となるよう調整が図られている。しかしながら、本市国保においては「国民健康保険の現状と課題について」(第2回協議会)で示したとおり、高齢化に伴う医療費の増加等により、歳入が歳出の増加に追いつかない状況となっている。

2 各医療保険の状況(平成23年度末)

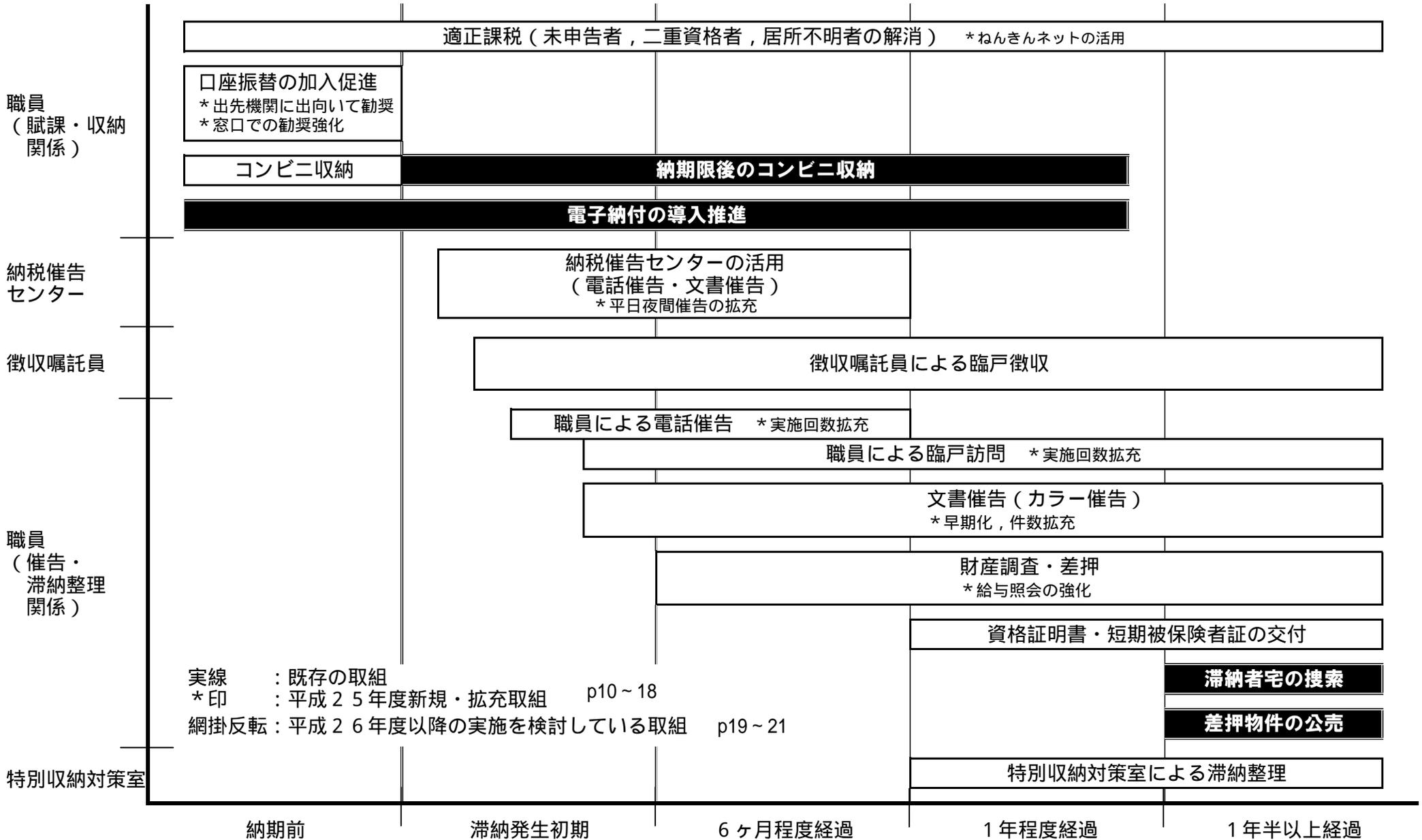
	市町村国保全体	協会けんぽ	組合健保	共済組合
被保険者	自営業者・無職者等	主に中小企業のサラリーマン	主に大企業のサラリーマン	公務員・教職員等
保険者数	1,717	1	1,443	85
加入者数	3,520万人	3,488万人	2,950万人	919万人
加入平均年齢	50.0歳	36.3歳	34.1歳	33.4歳
前期高齢者(65~74歳)の割合	31.3%	4.7%	2.5%	1.6%
加入者1人当たり平均保険料(本人負担分)	8.1万円	9.9万円	10万円	11.2万円
加入者1人当たり平均所得	84万円	137万円	198万円	229万円
保険料負担率(/)	9.7%	7.2%	5.0%	4.9%

- 厚生労働省広報資料より
- 加入者1世帯当たり平均所得、1人当たり平均保険料において、市町村国保全体および共済組合のみ平成22年度末時点。
- 加入者1人当たり平均保険料に介護分は含めない。また、被用者保険においては事業主負担を含めない本人負担分のみ額。

- 国保は前期高齢者の割合が大きいことなどにより、平均年齢が高い。
- 加入者1人当たり平均保険料は国保が低い、平均所得も低いため、保険料負担率が他の医療保険と比較して高い。

1 取組の全体像

(1) 保険税収納率向上策



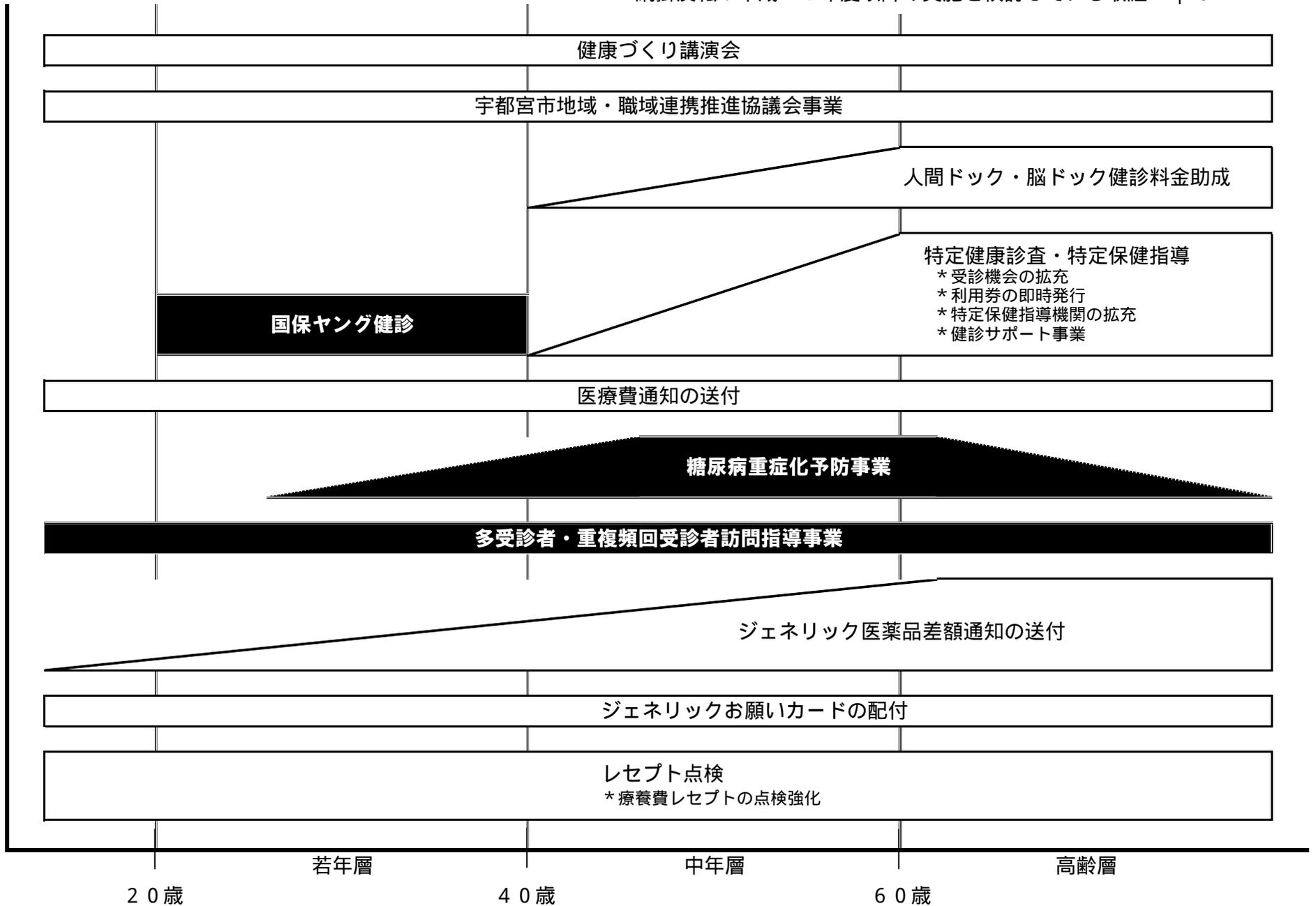
(2) 医療費適正化策

実線 : 既存の取組
 *印 : 平成25年度新規・拡充取組 p10~18
 網掛反転 : 平成26年度以降の実施を検討している取組 p19~21

・中長期的に効果を見込む対策



・短期的に効果が見込める対策



2 平成25年度の取組状況について

平成25年度の主な取組の、現時点での取組状況や実績について記載

(1) 保険税収納率の向上

施策	平成25年度の主な取組	取組状況，実績									
<p>ア 口座振替の加入促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替加入キャンペーンの実施（7月～8月） 新規加入者に宇都宮の特産品を抽選で贈呈し，加入を促進する。 ・ペイジー口座振替受付サービスの活用 <u>本庁窓口に加え，出先機関に出向いて勧奨する。</u> <u>地域自治センター（2か所），地区市民センター（11か所）</u> ・<u>国保加入手続き時の窓口などにおける勧奨の強化</u> <u>本庁窓口で国保加入者に対し，口座振替申込用紙を交付し，積極的に口座振替を案内する。</u> ・納税催告センター文書催告時における口座振替勧奨チラシの同封 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規口座振替加入件数 <table border="1" data-bbox="1330 571 1856 719"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>加入件数</th> <th>うち7・8月分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>1,728件</td> <td>1,228件</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>1,817件</td> <td>1,336件</td> </tr> </tbody> </table> 8月末現在 ・出先機関における勧奨（10月～12月） 10月5地区，11月5地区，12月3地区 ・加入者への周知 9月以降の新規課税者あて納税通知書に案内チラシを同封，及び広報うつのみや10月号に掲載 ・国保加入者に対し，加入手続きの対応と併せ，口座振替制度を周知 キャッシュカードを所持している場合は，ペイジーによる口座振替を案内 ・平成25年度第1期について催告開始となる9月に実施 	年度	加入件数	うち7・8月分	25	1,728件	1,228件	24	1,817件	1,336件
年度	加入件数	うち7・8月分									
25	1,728件	1,228件									
24	1,817件	1,336件									

下線...新規取組 又は 強化・拡充する取組

施策	平成 2 5 年度の主な取組	取組状況，実績																		
イ コンビニ収納	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コンビニ収納の実施</u> 納税者の利便性向上のため，平成 2 2 年度からコンビニ収納を導入している。（納期限内のみ利用可能） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニ収納の利用率 現年度収入額に占めるコンビニ納付の割合（H24） 7.53%（対前年度比 + 0.4%） 																		
ウ 納税催告センターの活用 (現年度滞納者対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>納税催告センターの電話催告時間帯の見直し</u> 平日夜間電話催告（12 時～20 時）を週 2 回から平日毎日に拡充する。 (休日電話催告（9～17 時）はこれまで同様 2 回 / 月) ・ <u>文書催告の実施</u> 督促状発送の翌月に電話催告を行い，連絡がつかなかった滞納者に対しては同月中に文書催告まで行う。 ・ <u>出納整理期間における電話・文書催告の強化（4 月～5 月）</u> 催告対象を現年度全滞納者に拡大して催告を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日夜間電話催告を平日毎日に拡充して実施 接触率が向上 ・ 電話催告 <table border="1" data-bbox="1330 531 1899 679"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>架電件数</th> <th>うち接触</th> <th>接触率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>1,970 件</td> <td>958 件</td> <td>48.6%</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>870 件</td> <td>353 件</td> <td>40.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 月末現在</p> ・ 文書催告 <table border="1" data-bbox="1330 826 1615 975"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>催告件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>3,278 件</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>992 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 月末現在</p> 	年度	架電件数	うち接触	接触率	25	1,970 件	958 件	48.6%	24	870 件	353 件	40.6%	年度	催告件数	25	3,278 件	24	992 件
年度	架電件数	うち接触	接触率																	
25	1,970 件	958 件	48.6%																	
24	870 件	353 件	40.6%																	
年度	催告件数																			
25	3,278 件																			
24	992 件																			
エ 徴収嘱託員の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託員による現年度滞納への早期着手 ・ <u>嘱託員による休日臨戸訪問の実施</u> これまで，臨戸訪問は原則平日であったが，職員による休日納税相談窓口の開設に併せて，嘱託員による休日臨戸訪問を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託員による休日臨戸訪問を実施 (平成 25 年度は 3 回を予定) 第 1 回：9 月 7 日（土） 第 2 回：11 月 9 日（土）予定 第 3 回：3 月 8 日（土）予定 																		

下線...新規取組 又は 強化・拡充する取組

施策	平成25年度の主な取組	取組状況，実績									
オ 職員による電話催告 （現年度滞納者対象）	<ul style="list-style-type: none"> 電話催告の強化 高額・長期滞納案件など納税催告センターや徴収嘱託員では対応が困難な滞納者に対して，職員による電話催告を継続的に実施する。 <u>実施月数を6か月とする。（前年度は4か月）</u> （4月，5月，<u>10月</u>，12月，<u>1月</u>，2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 4月，5月の催告は実施済み 10月（拡充）の催告についても，計画通り実施予定 電話催告 <table border="1" data-bbox="1330 363 2013 655"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>架電件数 （対象金額）</th> <th>納付約束・指導件数 （納付約束・指導の金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>2,944件 (175,880千円)</td> <td>657件 (42,830千円)</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>2,478件 (191,833千円)</td> <td>674件 (34,793千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8月末現在</p>	年度	架電件数 （対象金額）	納付約束・指導件数 （納付約束・指導の金額）	25	2,944件 (175,880千円)	657件 (42,830千円)	24	2,478件 (191,833千円)	674件 (34,793千円)
年度	架電件数 （対象金額）	納付約束・指導件数 （納付約束・指導の金額）									
25	2,944件 (175,880千円)	657件 (42,830千円)									
24	2,478件 (191,833千円)	674件 (34,793千円)									
カ 臨戸訪問（職員）	<ul style="list-style-type: none"> 職員による臨戸，納税指導，生活実態調査の拡充 <u>預金調査時の臨戸訪問に加え，納付指導が必要と認めた滞納者宅へ平日臨戸訪問の拡充を図る。</u> 全庁支援・部内支援での休日臨戸訪問の実施 12月，2月 	<ul style="list-style-type: none"> 職員臨戸訪問件数（ ） <table border="1" data-bbox="1330 756 1626 903"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>訪問件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>20件</td> </tr> </tbody> </table> <p>8月末現在 預金調査時の臨戸訪問とは別に，納付指導が必要と認めた滞納者宅に臨戸訪問した件数</p>	年度	訪問件数	25	41件	24	20件			
年度	訪問件数										
25	41件										
24	20件										
キ 文書催告（職員）	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な催告の実施 所得状況，生活状況，滞納状況等を踏まえ，段階的に文面が強くなるカラー催告（青・黄・赤）を実施する。 【目標】カラー催告送付件数 16,000件 現年度滞納者への早期着手 <u>現年度の滞納繰越を防止するため，カラー催告を早期に実施する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 現年度，過年度滞納者に対するカラー催告の実施 <table border="1" data-bbox="1330 1102 1626 1249"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>催告件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>6,140件</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>4,430件</td> </tr> </tbody> </table> <p>8月末現在 カラー催告：特別催告書，差押警告書，差押予告書等</p>	年度	催告件数	25	6,140件	24	4,430件			
年度	催告件数										
25	6,140件										
24	4,430件										

下線...新規取組 又は 強化・拡充する取組

施策	平成25年度の主な取組	取組状況，実績															
ク 差押の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・財産調査の徹底 高額滞納者や長期滞納者などで，納付や相談が無い滞納者に対し，預貯金・生命保険・給与・自動車など，財産調査を徹底的に行う。 ・給与差押の強化 納付資力がありながら，再三の催告にも係わらず納付や相談が無い滞納者には，引き続き差押を執行する。 差押の執行にあたっては，効果の高い預貯金など債権類を中心に行うこととし，特に，給与については，これまで以上に支払先への照会を強化するなど，重点的に取組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与照会の強化 給与照会件数 79件（8月末現在） ・差押件数・収納額 <table border="1" data-bbox="1330 411 1989 560"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>差押件数</th> <th>うち債権</th> <th>収納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>244件</td> <td>233件</td> <td>25,004千円</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>229件</td> <td>174件</td> <td>19,159千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>8月末現在 債権：預貯金，生命保険，給与など</p> 	年度	差押件数	うち債権	収納額	25	244件	233件	25,004千円	24	229件	174件	19,159千円			
年度	差押件数	うち債権	収納額														
25	244件	233件	25,004千円														
24	229件	174件	19,159千円														
ケ 特別収納対策室との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・連携強化による効果的な滞納処分 定期的に進捗状況について情報交換するとともに，困難と思われる案件には共同で対応するなど，引き続き緊密な連携により差押の効率化・強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移管状況 <table border="1" data-bbox="1330 820 2056 968"> <thead> <tr> <th></th> <th>移管総数</th> <th>差押済</th> <th>分納中</th> <th>納税指導中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>472件</td> <td>235件</td> <td>163件</td> <td>74件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>384,804千円</td> <td>213,898千円</td> <td>9,129千円</td> <td>161,777千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>8月末現在 移管対象：1年以上かつ50万円以上滞納</p> 		移管総数	差押済	分納中	納税指導中	件数	472件	235件	163件	74件	金額	384,804千円	213,898千円	9,129千円	161,777千円
	移管総数	差押済	分納中	納税指導中													
件数	472件	235件	163件	74件													
金額	384,804千円	213,898千円	9,129千円	161,777千円													
コ 資格の適正化 (二重資格者の解消等)	<ul style="list-style-type: none"> ・二重資格者への届出勧奨の強化，解消 新たに，「ねんきんネット」を活用し，国保と社保の二重資格者に届出勧奨を行う。 ・居所不明調査の強化による居所不明者の解消 現地調査等の強化，職権による資格喪失処理の積極的取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ねんきんネット」活用の取組 25年10月1日 活用開始 ・職権による国保資格喪失処理 処理件数 227件（8月末現在） 〔内訳〕不現住 136件，二重資格 91件 															

下線...新規取組 又は 強化・拡充する取組

施策	平成 2 5 年度の主な取組	取組状況，実績
サ 資格証明書・短期 被保険者証の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な短期被保険者証の交付 納付相談を通して，生活状況などを把握し，適切に短期被保険者証（有効期間 1 か月，6 か月）を交付する。 ・長期資格証明書該当世帯に対する催告の実施，及び，<u>相談業務の強化</u> 資格証明書該当者（医療機関窓口での自己負担 1 0 割）に対しては資格証明書の更新予告通知やカラー催告を行うとともに，<u>臨戸訪問により納税相談の機会確保と生活実態の把握に努める。</u> また，納付相談に応じない長期・高額滞納者に対しては，差押など滞納処分を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書該当者に対し，職員による臨戸訪問を実施 訪問件数 41 件（8 月末現在）

下線...新規取組 又は 強化・拡充する取組

(2) 医療費の適正化

施策	平成25年度の主な取組	取組状況、実績												
<p>ア ジェネリック医薬品の普及促進</p>	<p>・ジェネリック医薬品差額通知の送付 (年4回 5月, 8月, 11月, 2月 4,000件/回) 【通知の対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満18歳以上の被保険者 ・7日以上院外処方を受けているジェネリック医薬品のある先発医薬品 ・差額幅が月額300円以上となるもの ・腫瘍薬などは除く 	<p>・サンプル調査による検証(5月~8月) 平成24年8月処方分通知のうち15%無作為抽出 【切替実施者の割合】 18.4% 【年間削減効果額(推計)】約2,200万円 ジェネリック医薬品については、差額通知のほか、国の取り組みや調剤薬局の取り組み、メーカーの取り組みによる普及効果も大きい。</p> <p>・本年度の通知実績 5月:4,173件, 8月:3,893件</p> <p>・国保新規加入者への「お願いカード」と「啓発ちらし」の配付</p>												
<p>イ 特定健康診査・特定保健指導の推進</p>	<p>特定健康診査(平成25年度目標受診率 30%) 未受診者対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診促進キャンペーン(健康グッズ等を抽選で贈呈) ・広報うつのみや, 国保だよりでの周知 ・啓発チラシの新聞折込(8月) ・未受診者への案内ハガキによる受診勧奨(9月) ・保健師等の戸別訪問による受診勧奨【健診サポート事業】 <p>受診機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝健診の実施 年2回(7,9月 午前7時~ 各定員50名) ・夜間健診の実施 年1回(8月 午後6時~ 定員50名) ・<u>全国健康保険協会との合同健診(特定健康診査・がん検診)</u> 年4回(9,11,12,2月 各定員50名) 	<p>特定健康診査</p> <p>・特定健康診査受診状況</p> <table border="1" data-bbox="1330 943 1899 1091"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象者数</th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>93,094人</td> <td>4,709人</td> <td>5.1%</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>93,040人</td> <td>4,545人</td> <td>4.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>8月末現在(確定は翌年11月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早朝健診:7月24日(水) 受診者42名 9月11日(水) 予約者28名 ・夜間健診:8月9日(金) 実施せず(予約者3名) ・合同健診:9月4日(水) 受診者47名 	年度	対象者数	受診者数	受診率	25	93,094人	4,709人	5.1%	24	93,040人	4,545人	4.9%
年度	対象者数	受診者数	受診率											
25	93,094人	4,709人	5.1%											
24	93,040人	4,545人	4.9%											

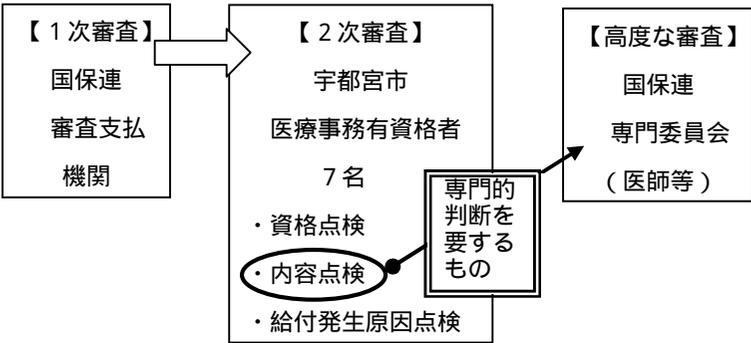
下線...新規取組 又は 強化・拡充する取組

施策	平成 25 年度の主な取組	取組状況，実績									
	<p>特定保健指導（平成 25 年度目標実施率 30%）</p> <p>特定保健指導の早期着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>利用券の即時発行</u> これまでの健診結果通知後 3 か月程度から，即時発行（特定健診結果通知と同時発行）に短縮 <p>実施環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特定保健指導機関の拡充</u> 平成 24 年度まで：8 機関（動機づけ支援・積極的支援） <u>8.4 機関に拡大</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.8 機関（動機づけ支援・積極的支援） ・ 6.6 機関（動機づけ支援のみ） <p><u>特定健康診査結果伝達と同時に特定保健指導着手が可能に</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保健師等の戸別訪問による保健指導（動機づけ支援対象者）及び利用勧奨（積極的支援対象者）【健診サポート事業】</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【健診サポート事業】 保健師 1 名，管理栄養士 3 名（非常勤嘱託職員）体制で，対象者宅への訪問により受診勧奨を行うとともに，動機付け支援対象者には，その場で特定保健指導を実施するもの</p> </div>	<p>特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導利用状況 <table border="1" data-bbox="1332 316 1818 464"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象者数</th> <th>利用開始者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>449 人</td> <td>5 人</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>457 人</td> <td>1 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 月末現在（確定は翌年 11 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査を受診した者のうち，特定保健指導未利用者に対して，健診サポート事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> 7 月：保健師等への研修を実施 8 月：電話勧奨 9 月～：順次，訪問指導を実施 	年度	対象者数	利用開始者数	25	449 人	5 人	24	457 人	1 人
年度	対象者数	利用開始者数									
25	449 人	5 人									
24	457 人	1 人									

下線...新規取組 又は 強化・拡充する取組

施策	平成25年度の主な取組	取組状況,実績									
ウ 人間ドック・脳ドックの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報うつのみや,国保だより等での周知 【目標】受診者数 2,800人 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック・脳ドック受診状況(8月末) <table border="1" data-bbox="1330 264 1722 413"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受診者数</th> <th>前年比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>1,368人</td> <td>110.1%</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>1,243人</td> <td>109.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">8月末現在</p> ・広報うつのみや(4月,6月,8月号),新聞折込チラシ(8月30日),国保だより(9月18日第9号)を活用した周知 	年度	受診者数	前年比	25	1,368人	110.1%	24	1,243人	109.8%
年度	受診者数	前年比									
25	1,368人	110.1%									
24	1,243人	109.8%									
エ 医療費通知の送付	<ul style="list-style-type: none"> ・通知内容の充実 従前の医療機関名・受診日数・費用額に加え,平成25年度より一部負担金相当額・適正受診の案内を記載 年2回 6ヵ月分を送付(平成24年度までは年6回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・9月発送予定 67,999件 (平成25年1月~6月診療分) 									
オ 健康づくり支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり講演会を開催(全国健康保険協会との共催) 【会場】とちぎ健康の森 講堂 【テーマ】「おいしく食べて,笑って,健康に」 【講師】第1部 タニタの管理栄養士 第2部 立川らく朝(落語家・医師) ・「宇都宮市地域・職域連携推進協議会」事業の活用 地域保健・職域保健等の関係機関の連携強化 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【宇都宮市地域・職域連携推進協議会】 (平成25年度から設置)</p> <p>地域保健・職域保健等の関係機関が情報共有・交換するとともに,連携事業を企画・実施することで,地域社会全体での健康づくりを推進する</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・11月24日(日)午後1時20分~開催予定 保険証更新時に同封する国保だより(9月18日 第9号)に参加募集記事を掲載 ・第1回協議会開催(8月27日) 【協議内容】 ・協議会の設置 ・関係機関との情報交換,平成25年度事業計画決定 ・労働衛生大会()において健康情報を提供(9月10日) 【事業所数】200程度 【提供内容】メンタルヘルス,受動喫煙防止 等 全国労働衛生週間(10/1~10/7)に向けて開催される,宇都宮労働監基準督署管内の職域団体等による,職場での労働衛生をテーマとした大会 									

下線...新規取組 又は 強化・拡充する取組

施策	平成25年度の主な取組	取組状況,実績
<p>カ レセプト点検の強化</p>	<p>・療養費レセプト（柔道整復師，はり，きゅう，マッサージなど）の点検（ ）強化</p> <p>【目標】 総点検件数 2,000,000 件，財政効果額 250,000 千円</p> <p>レセプト点検の流れ</p>  <p>・重複頻回受診等，問題受診行動者への保健指導等の実施 レセプト情報を活用し，重複頻回受診者（同一疾病で複数の医療機関を同一月に複数回受診するもの）に対する保健指導を実施する</p>	<p>・柔道整復師の施術によるレセプト点検 9月から提供開始された，医科との重複受診者リストにより，療養費レセプトの点検に着手</p> <p>・マッサージのレセプト点検 訪問マッサージ事業者の訪問施術について，平成24年度から引き続き，追跡調査を継続</p> <p>・重複頻回受診者等への指導 レセプト情報と重複受診者リストにより確認した，問題受診行動者につき対応</p>

下線...新規取組 又は 強化・拡充する取組

3 平成26年度以降の実施を検討している取組について

平成26年度以降，新規・拡充事業として実施を検討している取組について記載

(1) 保険税収納率の向上

施策	目的	平成26年度以降の取組内容	効果
ア 電子納付の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・納付しやすい環境整備 納税者の利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペイジー（ ）など電子納付の導入に向け， 現在検討中 <p>ペイジー 銀行や収納機関を結ぶネットワークを介してパソコンや携帯電話から電子的に納付を行うほか，銀行窓口以外にATMからも納付できる方法 24時間いつでもどこにいても納付可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間，休日でも納付可能 ・収納窓口に出向くことなく 自宅での納付が可能
イ コンビニ納付の利用 拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・納付しやすい環境整備 納税者の更なる利便性の向上 ・納期限経過後も納付可能 滞納者に対する納付指導の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行では納期限内の利用のみとなっている、 コンビニ納付の利用拡大に向け，現在検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の利便性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間，休日でも納付可能 ・全国どこでも納付が可能

施策	目的	平成 26 年度以降の取組内容	効果
ウ 長期・高額滞納者に対する搜索の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産調査の強化 ・ 他の被保険者との公平性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税徴収法第 142 条に基づく、滞納者宅等への強制的な立ち入り調査（＝搜索）の実施 再三の催告にも係わらず納税や納税相談がない長期又は高額滞納者のうち、預貯金などの財産が見つからない場合、又は財産を隠匿している恐れがある場合 ・ 調査により換価価値のある物件を発見した場合、差押を執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率及び収納額の増加 ・ 滞納の未然防止 ・ 抑止力の向上 ・ 時効中断による債権確保 ・ 納税意識の高揚
エ 差押物件に対する公売の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納の解消 ・ 他の被保険者との公平性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産等の差押を実施後、納税や納税相談が全く無い場合、公売予告書を送付するとともに訪問による納税指導を実施 納税に対する誠意が見られない場合には、やむを得ず当該不動産等を公売し、滞納税に充当 ・ 搜索で差し押えた物件については、速やかにインターネットを活用した公売を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納率及び収納額の増加 ・ 滞納の未然防止 ・ 抑止力の向上 ・ 納税意識の高揚

(2) 医療費の適正化

施策	目的	平成26年度以降の取組内容	効果
ア 糖尿病重症化予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防が可能な生活習慣病対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保データベース(KDB)システムを活用した、レセプトデータや健診データの分析 ・ 保健師による訪問保健指導，健康相談，重篤化予防教室などを実施 【対象被保険者】100名程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の健康寿命延伸 ・ 良好な生活の質(QOL)の維持 ・ 将来的な医療費適正化 ・ 無駄な受診の適正化
イ 多受診・重複頻回受診者訪問指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診適正化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプトデータの分析 ・ 保健師による，多受診・重複頻回受診者()への訪問指導や電話指導(毎月10件程度) 多受診 同一疾病で，同一医療機関に同一月内に，複数回の受診を繰り返すこと 重複頻回受診 同一疾病で，同一月内に，複数の医療機関を頻繁に受診すること 	
ウ 国保ヤング健診	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳未満の被保険者には，被用者保険の事業者健診(労働安全衛生法により事業主に義務付け)のような健診の仕組みがない 40歳未満の被保険者への健診機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別健診により特定健診に準ずる内容の健診を実施 健診結果をもとに，メタボリックシンドロームなど，生活習慣病罹患の可能性のある者に保健指導(健康教室など)を実施 【対象被保険者】27,000名程度 【目標】受診率 5%(26年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理意識の涵養 ・ 生活習慣病1次予防 ・ 特定健診への円滑な移行 + ・ 特定健診受診率向上 ・ 将来的な医療費適正化

協議第 2 号

国民健康保険特別会計の収支見通しについて

1 収支試算の前提条件（平成 26 年度・平成 27 年度）・・・資料 1

(1) 対象期間

- ・ 収支試算に当たって対象とする期間は，平成 26 年度，平成 27 年度の 2 か年とする。

(2) 被保険者数・世帯数

- ・ 全体の被保険者数については，本市の人口推計（ ）を踏まえ，減少するものとして見込む。

5 歳階級のデータを基に，各年齢階級に占める国保被保険者の構成により推計

- ・ 一方で，65 歳～74 歳の前期高齢者については，団塊の世代の加入により，大幅に増加するものとして見込む。
- ・ 全体の世帯数については，これまでの推移を踏まえ，増加するものとして見込む。

(3) 社会保障と税の一体改革に伴う制度改正・・・資料 2

- ・ 低所得者の保険税軽減措置の拡充について，消費税引き上げ時（平成 26 年 4 月または 27 年 10 月）に合わせ，公費の追加投入（27 年度：2,200 億円）が予定されていることから，本市への影響額を見込む。
- ・ 保険税の賦課限度額の引き上げについては，時期及び引き上げ額が未定であり，国保に関するその他の改革についても，26 年度・27 年度の収支に影響を与えるものではないと考えられることから，試算には含めないこととする。

2 国民健康保険特別会計の収支見通し（平成 26 年度・平成 27 年度）

・・・資料 1

(1) 主な歳出の見通し

ア 保険給付費

- ・ ジェネリック医薬品差額通知など医療費適正化の取り組みによる削減効果を見込んでいるものの，全体の被保険者数が減少する中，一人当たりの医療費の高い前期高齢者数の増加や医療技術の高度化などにより，保険給付費は増加する見通しである。

平成 26 年度は 348 億 4,100 万円，27 年度は 355 億 8,000 万円

【参考】保険給付費の見込み方

- ・下記の年齢区分ごとに，1人当たり医療費の傾向を分析し推計している。
- ・22年度・24年度の診療報酬の改定（医療技術の高度化）による影響や各種医療費適正化策の効果も加味している。

年齢区分	1人当たり医療費の伸び率 (25～27年度平均)	被保険者数	保険給付費
未就学児	横ばい	減少	減少
就学児～64歳	1.72%	減少	被保険者数の減少により減少
前期高齢者	2.24%	大幅に増加	伸び率，被保険者数の増加により大幅に増加
全体	3.31%	減少	被保険者数は減少するものの，1人当たり医療費が高額となる高齢者層は増加するため，保険給付費は増加

【参考】「前期高齢者数」及び「前期高齢者一人当たりの保険給付費」の推移

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (推計)	27年度 (推計)
前期高齢者数	41,110人 (対前年比)	43,063人 (+1,953)	45,000人 (+1,937)	46,800人 (+1,800)	48,700人 (+1,900)
前期高齢者一人当たりの保険給付費	366,397円 (対前年比)	379,857円 (+13,460)	386,949円 (+7,092)	398,243円 (+11,294)	405,954円 (+7,711)

保険給付費…療養給付費，療養費，高額療養費の合計

イ 後期高齢者支援金・介護納付金

- ・国保全体の被保険者数が減少するものの，後期高齢者の医療費や介護給付の費用が毎年度5～6%程度，増加していることに伴い，国が定める全国一律の1人当たり負担額も上昇しており，後期高齢者医療制度への支援金，介護保険制度への納付金ともに増加する見通しである。

後期高齢者支援金：

平成26年度は75億6,400万円，27年度は79億1,400万円

介護納付金：

平成26年度は32億100万円，27年度は32億6,100万円

【参考】「一人当たり負担額（概算拠出分）」の推移

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (見込)	26年度 (推計)	27年度 (推計)
後期高齢者支援金	46,968円 (対前年比)	49,522円 (+2,554)	52,514円 (+2,992)	55,665円 (+3,151)	59,005円 (+3,340)
介護納付金	54,191円 (対前年比)	56,366円 (+2,175)	59,588円 (+3,222)	62,985円 (+3,397)	66,576円 (+3,591)

(2) 主な歳入の見通し

ア 保険税

- ・ 現年度分収納率については、国保経営改革プラン等に基づき、各種収納対策を重層的に実施してきたことで向上しており、今後もさらなる収納対策に取り組んでいくことにより、平成 26 年度、平成 27 年度と 1 % ずつ向上するものとして見込んでいる。

しかしながら、被保険者数の減少により課税額が減少する見込みであり、平成 26 年度の保険税収入は微増、27 年度はやや減少となる見通しである。

【参考】所得割、均等割、平等割の見込み

	見 込 み
所得割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の景気の緩やかな回復は、リーマンショックや東日本大震災の落ち込みから脱しつつあるもので、国保被保険者の所得の大幅な拡大にはつながらない。 ・ 被保険者数の多数を占める年金受給者の収入についても、増加が見込めない。 所得割の課税対象となる所得は、平成 25 年度当初賦課時と同水準で推移する見通し
被保険者均等割	・ 被保険者数の減少に伴い、均等割は減少
世帯別平等割	・ 世帯数の増加に伴い、平等割は増加

- ・ 滞納繰越分については、現年度分の課税額減少や収納率向上に伴い、滞納繰越分の課税額が減少する見込みであるため、保険税収入はやや減少する見通しであり、現年度分と合わせた全体でもやや減少する見通しである。

全体では、平成 26 年度は 123 億 2,500 万円、27 年度は 122 億 800 万円

【参考】「収納率」、「課税額」の推移

(単位：百万円)

		23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (見込)	26 年度 (推計)	27 年度 (推計)
現 年 度 分	課税額	13,103 (対前年比)	12,998 (105)	13,017 (+19)	12,882 (135)	12,661 (221)
	収納率	84.37% (対前年比)	84.91% (+0.54)	86.00% (+1.09)	87.00% (+1.00)	88.00% (+1.00)
	収入額	11,067 (対前年比)	11,043 (24)	11,195 (+152)	11,207 (+12)	11,142 (65)
滞 納 繰 越 分	課税額	4,396 (対前年比)	4,319 (77)	4,280 (39)	4,203 (77)	4,008 (195)
	収納率	26.01% (対前年比)	26.60% (+0.59)	26.60% (±0.00)	26.60% (±0.00)	26.60% (±0.00)
	収入額	1,145 (対前年比)	1,151 (+6)	1,138 (13)	1,118 (20)	1,066 (52)

イ 国・県支出金

- ・ 歳出の保険給付費の増加に伴い，増加する見通しである。
平成 26 年度は 155 億 2,200 万円，27 年度は 161 億 1,600 万円

ウ 他の医療保険からの交付金

(ア) 前期高齢者交付金

- ・ 前期高齢者に係る保険給付費の増加に伴い，増加する見通しである。
平成 26 年度は 116 億 3,000 万円，27 年度は 120 億 8,600 万円

(イ) 退職者医療交付金

- ・ 退職被保険者の減少に伴い，大幅に減少する見通しである。
平成 26 年度は 20 億 8,600 万円，27 年度は 14 億 8,200 万円
退職者医療制度は平成 20 年度で廃止され，26 年度までの間における 65 歳未満の退職被保険者を対象とした経過措置が継続されている。

エ 保険基盤安定繰入金

- ・ 社会保障制度改革に伴う低所得者の保険税軽減措置の拡充により，本市においては約 7 億円（平成 27 年度における概算）の公費の追加投入が見込まれることから，27 年度において大幅に増加する見通しである。
平成 26 年度は 16 億 4,700 万円，27 年度は 24 億 1,500 万円

(3) 収 支

- ・ 国保経営改革プラン等に基づく財政健全化の取組や社会保障制度改革に伴う公費拡充があるものの，平成 26 年度には 18 億 3,300 万円，27 年度には 19 億 1,900 万円の財源不足が生じる見通しである。

（単位：百万円）

	23 年度 （実績）	24 年度 （実績）	25 年度 （見込）	26 年度 （推計）	27 年度 （推計）
歳 入	46,023	48,905	49,701	50,560	51,914
歳 出	46,984	49,308	51,221	52,393	53,833
財源不足額	968	407 (1,104)	1,520	1,833	1,919

震災の被災地の医療費に対する，国の臨時的な財政支援（697 百万円）がなかったと仮定した場合の実質的な財源不足額： 1,104 百万円

(4) 歳入不足に対する負担のあり方について 資料3

- ・ わが国の社会保障制度は、社会連帯の精神に基づいた「共助」により、生活上のリスクに備える「社会保険方式」を基本としており、この方式は、保険料を支払った人にその見返りとして受給権を保障する仕組みであり、国保制度についても、主な財源はあくまで保険料(税)に求めるべきものである。
- ・ 本市においては、近年、医療費が増加する中で、保険税収入は横ばいで推移しており、歳入が歳出の増加に及ばないことから、収支均衡を図るため、財源不足に対し、暫定的に一般会計からの繰入を行っており、国保財政の健全化が喫緊の課題である。

このような中、国保経営改革プランにおいては、一般会計の支援に頼らない国保財政を目指し、財源不足に対する繰入額を3億3,000万円(26年度)とすることを目標に、保険税収納率の向上や医療費適正化に取り組んでいる。

今後もさらなる医療費の増加が見込まれているが、国保は本来、特別会計により一般会計から独立した財政運営を行うべきもので、保険給付や保健事業などに必要な経費を国・県支出金や他の医療保険からの交付金などのほか、基本的には保険税で賄う必要がある。

収支試算の前提条件及び結果について（宇都宮市）

収支試算の前提条件

（単位：％）

区分	年度	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
			前年比		前年比	(見込み)	前年比	(推計)	前年比	(推計)	前年比
本市人口〔74歳以下〕（人）		465,223	0.1	464,771	0.1	463,845	0.2	462,921	0.2	461,996	0.2
国保被保険者数〔全体〕（人）		139,288	0.1	138,369	0.7	137,500	0.6	136,700	0.6	135,900	0.6
うち前期高齢者数（人）		41,110	1.1	43,063	4.8	45,000	4.5	46,800	4.0	48,700	4.1
1世帯当たりの被保険者数(人/世帯)		1.77	0.7	1.75	0.9	1.74	0.7	1.73	0.8	1.71	0.8
国保世帯数（世帯）		78,671	0.8	78,897	0.3	78,950	0.1	79,100	0.2	79,260	0.2

収支試算の結果

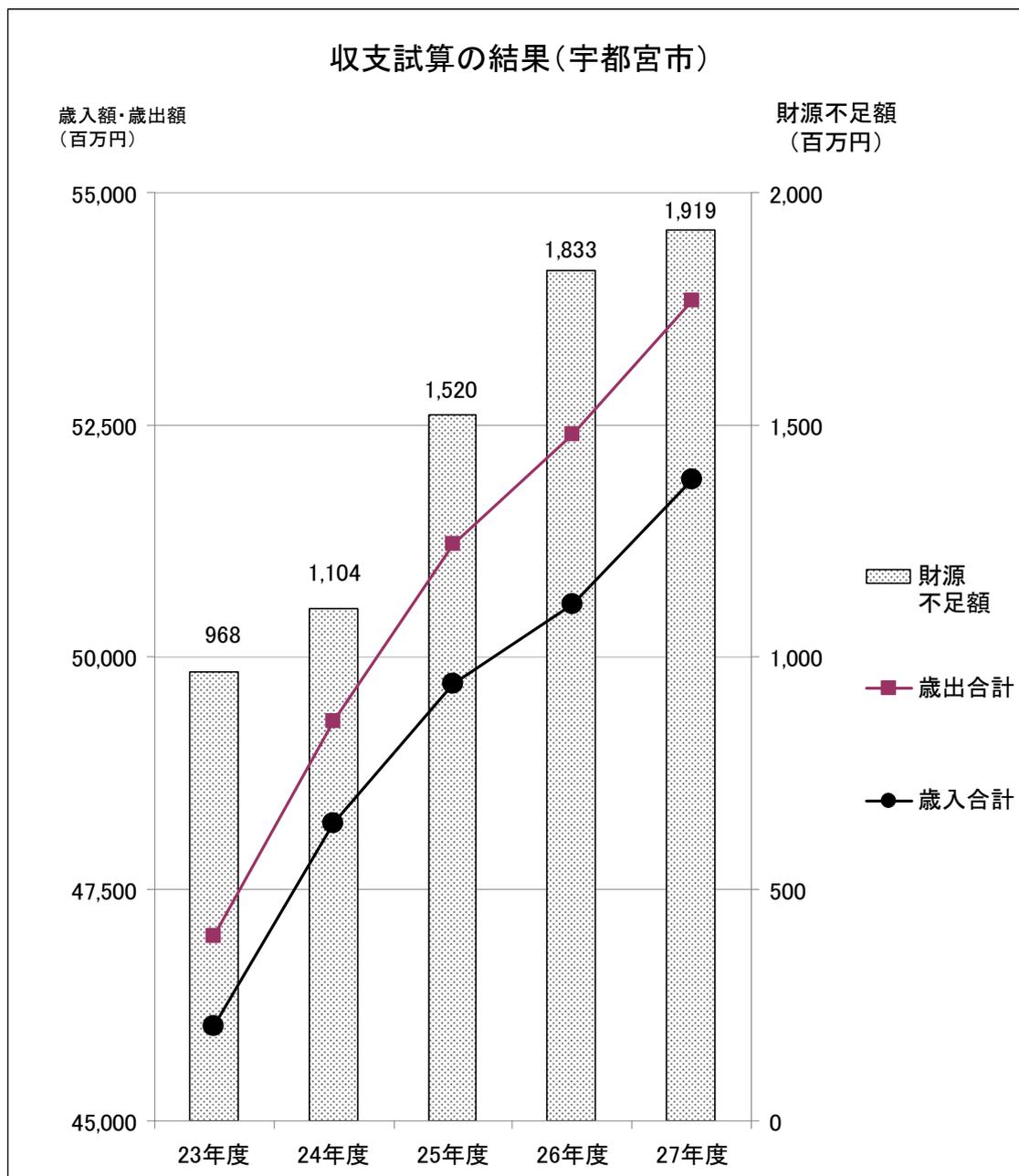
（単位：百万円，％）

区分	年度	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
		(実績)	前年比	(実績)	前年比	(見込み)	前年比	(推計)	前年比	(推計)	前年比
歳入	保険税	12,212	0.8	12,194	0.1	12,333	1.1	12,325	0.1	12,208	0.9
	国・県支出金	14,142	4.6	15,190	7.4	14,726	3.1	15,522	5.4	16,116	3.8
	他の医療保険からの交付金	11,828	3.8	13,211	11.7	13,882	5.1	13,716	1.2	13,568	1.1
	【再掲】前期高齢者交付金	9,291	6.0	10,535	13.4	11,217	6.5	11,630	3.7	12,086	3.9
	【再掲】退職者医療交付金	2,537	3.6	2,676	5.5	2,665	0.4	2,086	21.7	1,482	29.0
	繰入金	2,722	2.4	2,914	7.1	2,990	2.6	2,990	0.0	3,758	25.7
	【再掲】保険基盤安定繰入金	1,617	2.5	1,648	1.9	1,647	0.1	1,647	0.0	2,415	46.6
	【再掲】一般会計繰入金(財源不足分以外)	1,105	8.8	1,255	13.6	1,343	7.0	1,343	0.0	1,343	0.0
	【再掲】基金繰入金	0	-	11	皆増	0	皆減	0	-	0	-
	【再掲】その他	5,119	0.6	5,396	5.4	5,770	6.9	6,007	4.1	6,264	4.3
歳入計…	46,023	2.5	48,905	6.3	49,701	1.6	50,560	1.7	51,914	2.7	
歳出	保険給付費	31,776	2.7	32,859	3.4	33,761	2.7	34,841	3.2	35,580	2.1
	他の保険制度への拠出金	8,887	9.8	9,709	9.2	10,262	5.7	10,765	4.9	11,175	3.8
	【再掲】後期高齢者支援金	6,191	12.8	6,824	10.2	7,185	5.3	7,564	5.3	7,914	4.6
	【再掲】介護納付金	2,696	3.6	2,885	7.0	3,077	6.7	3,201	4.0	3,261	1.9
	【再掲】その他	6,321	2.3	6,740	6.6	7,198	6.8	6,787	5.7	7,078	4.3
	歳出計…	46,984	3.9	49,308	4.9	51,221	3.9	52,393	2.3	53,833	2.7
翌年度への繰越金…③	7	0.0	4	42.9	0	皆減	0	-	0	-	
財源不足額…	968	217.4	407	58.0	1,520	273.5	1,833	20.6	1,919	4.7	

（ 1,104 ）

震災の被災地の医療費に対する，国の臨時的な財政支援〔697百万円〕がなかったと仮定した場合の
 実質的な財源不足額： 1,104百万円

図 収支試算の結果（宇都宮市）



震災の被災地の医療費に対する，国の臨時的な財政支援〔697百万円〕がなかったと仮定した場合の実質的な財源不足額：1,104百万円

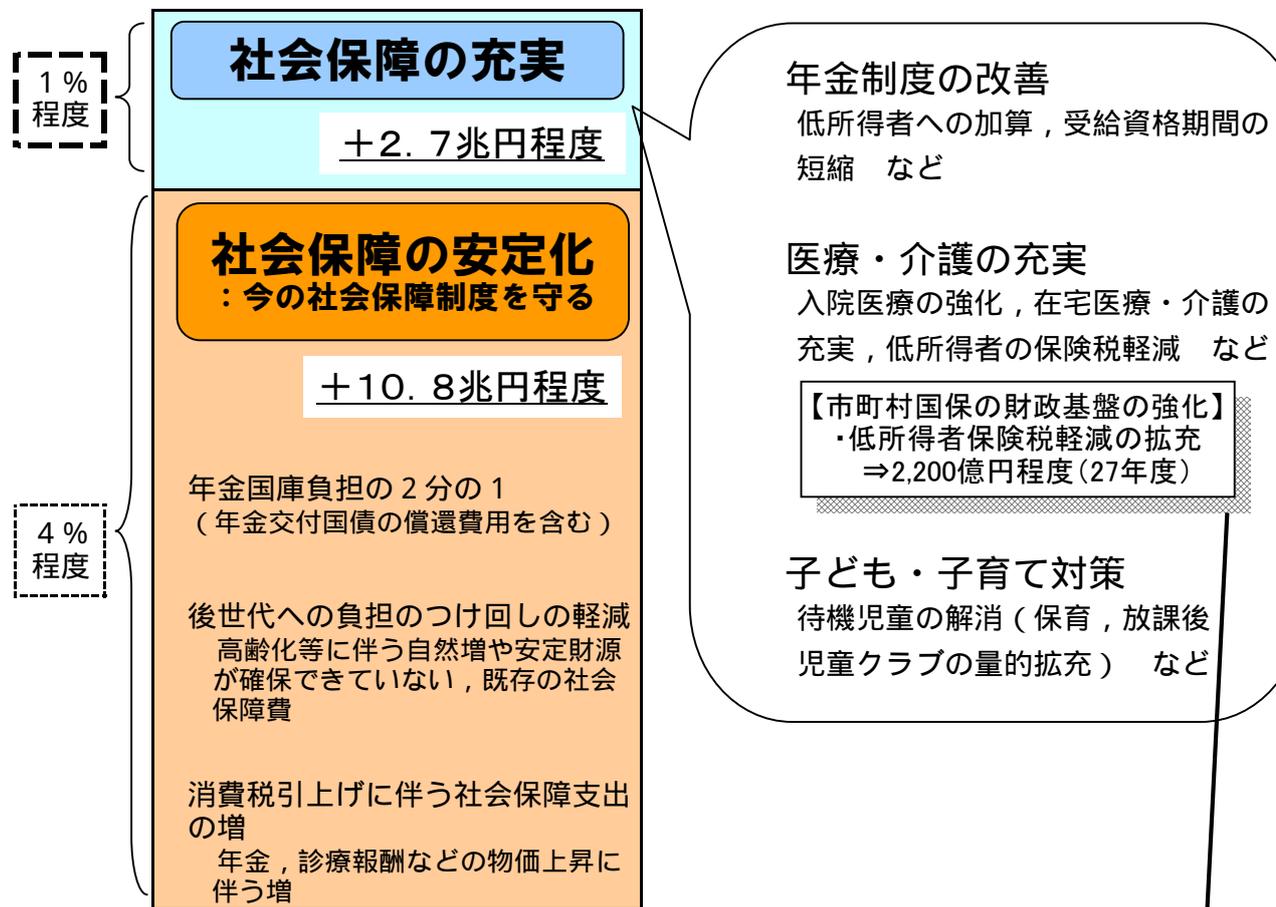
歳出の保険給付費や後期高齢者支援金などの増加に伴い，歳入の国・県支出金や前期高齢者交付金なども増加する見込みであるが，歳入の伸びが歳出の伸びに及ばないため，財源不足額は増加する見通しである。

消費税率 5 % 引き上げによる社会保障制度の充実・安定化について

消費税率が平成26年4月より 8 % へ，平成27年10月より 10 % へ段階的に引き上げられる予定
 引き上げ分の 5 % (27年10月) のうち，4 % 程度は「現在の社会保障制度の安定化」，残りの 1 % 程度が「社会保障の充実 ()」に充てられる。

また， は社会保障 4 経費 (年金，医療・介護，子育て) に充てられ，さらに医療のうち，
 2,200 億円程度が「市町村国保の低所得者に対する保険税軽減措置の拡充」に充てられる。

【5 % 引き上げ分の使い途】



【本市に対する公費の追加投入額(27年度における概算)】 約7億円

⇒消費税引き上げ時(26年4月または27年10月)の実施が予定されていることから，遅くとも27年度には公費の追加投入がなされる前提で，収支見通しを試算

わが国の社会保障制度と会計の仕組みについて

1 わが国の社会保障制度

わが国の社会保障制度は、社会連帯の精神に基づいた「共助」により、生活上のリスクに備える「社会保険方式」を基本としており、この方式は、保険料を支払った人にその見返りとして受給権を保障する仕組みである。

給付の財源として市町村国保には、国や県の公費が2分の1投入され、残りの2分の1は保険料(税)によって賄われており、給付の増加に対しても、公費と保険料(税)により賄うべきものとされている。

市町村国保財政のイメージ

保険税	公費負担 (国・県)
50%	50%

2 一般会計と国民健康保険特別会計の仕組み

「国保加入者への医療給付」など特定の目的のために使われる「国保税」を、一般会計における他の事業の財源として使うことはできない。

同様に、一般会計の事業で使われるべき「市民からの税金」を、「国保加入者への医療給付」の財源として使うことも、原則としてできないものである。

